

# 参考情報・ファクトリストについて

令和4年度温室効果ガス排出削減等指針検討委員会 第3回

---

2023年2月24日

# 目次

---

1. 今年度の全体方針（第1回検討会資料）	3
2. 参考情報：温室効果ガス排出削減等指針に沿った対策のすすめ —脱炭素化の取組実践ガイドブック（入門編）—の作成状況	7
3. ファクトリストの更新状況	11
4. 次年度以降の検討方針	16
5. ご議論いただきたい事項	19

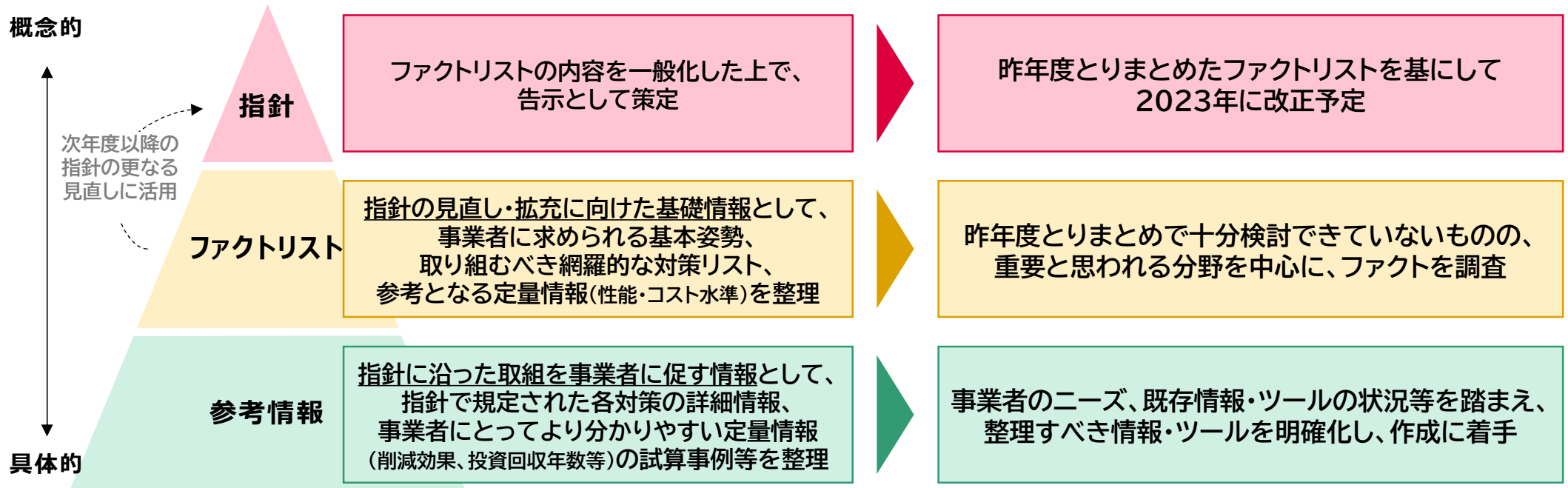
# 1. 今年度の全体方針（第1回検討会資料）

---

# 今年度検討の全体概要

- 昨年度検討会での議論の結果、今後は、以下の3つの構成で検討を進めていく方針に。
  - 指針：「ファクトリスト」を基に、対策内容を一般化した上で、告示を改正。
  - ファクトリスト：「指針」の見直し・拡充に向けた基礎情報として、継続的に更新/追加の要否を検討。
  - 参考情報：「指針」に沿った取組を事業者に促す目的で、定量情報を含む対策の詳細情報を整理。
- 今年度は、昨年度とりまとめたファクトリストを基に新たに策定予定の「指針」に沿って、**実際に事業者等に対して脱炭素化に向けた取組を促すべく「参考情報」を整理。**
- 加えて「ファクトリスト」についても、**昨年度とりまとめでは十分検討できていないものの、今後重要となる分野等における対策に係る情報収集**を実施し、更新/追加の要否を検討。

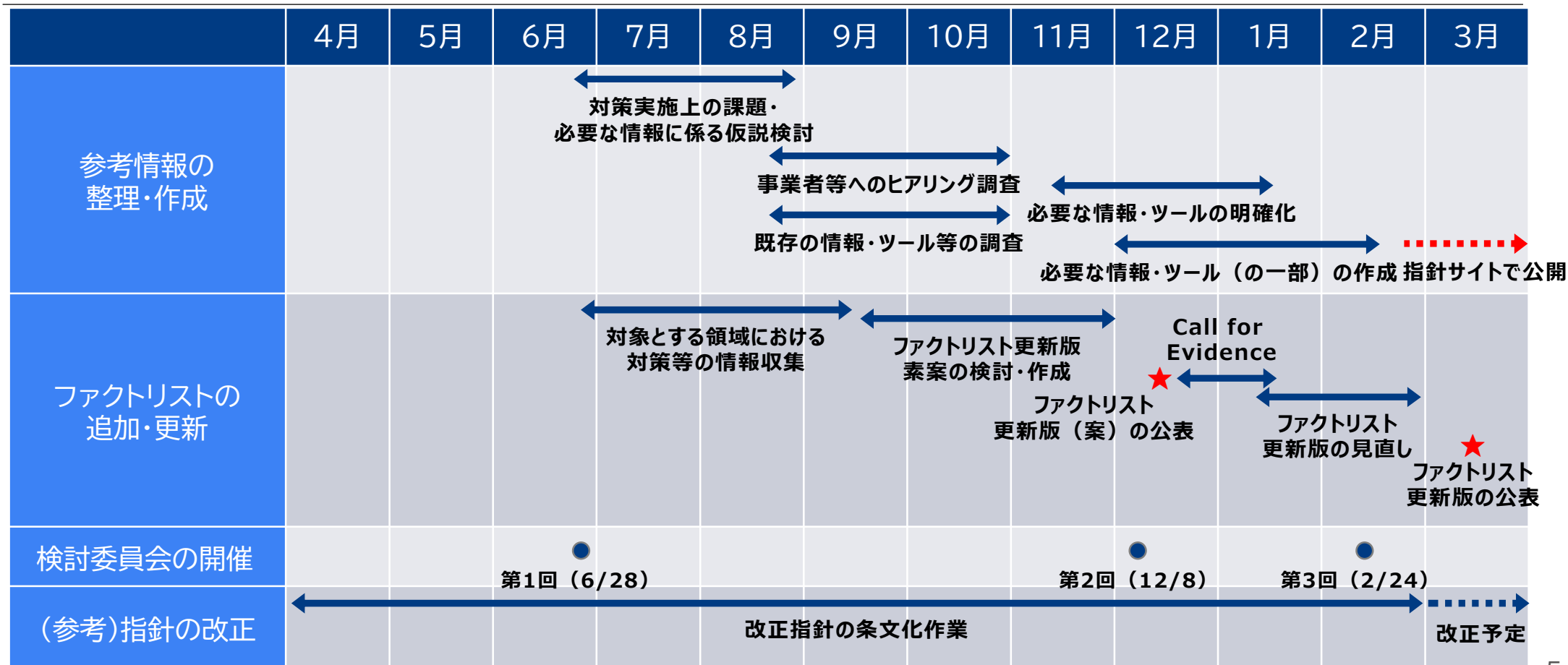
## 今年度の実施概要



# 検討の進め方・スケジュール

- 「参考情報」については、**ヒアリング調査を通じて、事業者等における脱炭素化に向けた課題や必要とされる情報を明確化**した上で、具体的なコンテンツの作成に着手し、順次、指針専用ウェブサイト上で公開予定。
- 「ファクトリスト」については、昨年度とりまとめでは**十分対応できていない分野のうち、最近の施策動向等を踏まえて重要と思われるものを中心に**、当該分野における対策に関するファクトを収集・整理し、素案を作成・公表。一般からの情報提供依頼（Call for Evidence）も実施した上で、年度末に改めて公表予定。

検討の進め方・スケジュール



# 【参考】指針ウェブサイトについて

- 現状の指針専用ウェブサイトは、パンフレット等を掲載するトップページと、指針掲載の対策を部門別に解説するページで構成されているが、今年度、指針の改正にあわせて、**ウェブサイトの構成自体を全面的に見直し**予定。
- 掲載するコンテンツも見直し、**昨年度とりまとめたファクトリストや今年度作成予定の参考情報等を追加**する予定。加えて、**アクセス解析等を通じて、コンテンツの内容及び配置の改善等も図っていく**想定。

## 現行の指針ウェブサイト、及びウェブサイトに掲載されているコンテンツ類



環境省 > 温室効果ガス排出削減等指針 > 産業部門 (製造業) の指針 (対策メニュー)



温室効果ガス排出抑制等指針について (全体版)  
【A4判：16ページ】



[ダウンロード \(PDF形式: 4,067KB\)](#)

産業部門 (製造業) の温室効果ガス排出抑制等指針  
【A4判：8ページ】



[ダウンロード \(PDF形式: 1,461KB\)](#)

上水道・工業用水部門の温室効果ガス排出抑制等指針  
【A4判：8ページ】



[ダウンロード \(PDF形式: 1,927KB\)](#)

下水道部門の温室効果ガス排出抑制等指針  
【A4判：8ページ】



[ダウンロード \(PDF形式: 2,047KB\)](#)

## **2. 参考情報:温室効果ガス排出削減等指針に沿った対策のすすめ －脱炭素化の取組実践ガイドブック（入門編）－の作成状況**

---

# 参考情報に係る今年度の検討概要

- 今年度、まずは脱炭素化の推進に向けて重要な役割を担う主体、脱炭素化の取組を支援すべき主体等として、以下に挙げた5つの活用主体（ターゲットユーザー）を対象に、新たに改正される**指針に沿った取組の実践を後押しするため、入門的なガイドブック**として以下のような情報を整理。

- ①取組の意義・メリット、②取組の進め方・ポイント、③具体的な取組・対策メニュー、④取組・対策事例、⑤参考情報

## 参考情報の活用主体（ターゲットユーザー）

活用主体	選定理由
中小事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>● 国際的な潮流としてサプライチェーン全体でのカーボンニュートラルを目指す大企業が増加する中、中小事業者等に対しても脱炭素化の要請が高まっている。</li><li>● 一方、中小事業者には脱炭素化に必要なノウハウ・人材が不足している等の課題も多いとされており、取組を促進する情報等を早期に整理する必要があると想定されることから選定。</li></ul>
地方自治体	<ul style="list-style-type: none"><li>● 自治体は事業者等を先導する立場として、自らの保有施設（公共施設等）において、脱炭素化の取組を率先的に行うとともに、地域の企業等関係主体の脱炭素化の取組を推進することが求められている。</li><li>● 一方、自治体には脱炭素化に必要なノウハウ・人材が不足している等の課題も多いとされており、取組を促進する情報等を整理する必要があると想定されることから選定。</li></ul>
ばい煙発生施設 保有事業者 (・監督自治体)	<ul style="list-style-type: none"><li>● ばい煙発生施設保有事業者は比較的規模の大きい燃焼設備等を保有しており、脱炭素化の取組が求められることに加え、気候変動対応という観点からだけでなく、大気汚染防止の他の環境分野の取組としても相乗効果が期待される。</li><li>● ばい煙発生施設保有事業者だけでなく、当該事業者を指導する立場にある自治体の目線も含めて、取組を促進する情報等を整理する必要があると想定されることから選定。</li></ul>
BtoC事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>● BtoC事業者は、自事業所における脱炭素化の取組だけでなく、一般消費者に対してライフスタイルの脱炭素化を促す役割を担う主体として期待される。</li><li>● ライフスタイル転換により需要サイドからも脱炭素化を進めるべく、BtoC事業者に対して、関連する取組（一般消費者への脱炭素型製品・サービスの提供や行動変容につながる情報提供等）を促進する情報等を早期に整理する必要があると想定されることから選定。</li></ul>
金融機関	<ul style="list-style-type: none"><li>● 金融機関（とりわけ地域金融機関）は、中小事業者等における脱炭素化の取組を支援する役割を担う主体として期待されている。</li><li>● 中小事業者等における脱炭素化を進めるべく、金融機関に対して、中小事業者向けの具体的な支援（相談窓口、融資等）の検討・実践等を促進する情報等を早期に整理する必要があると想定されることから選定。</li></ul>



# 第2回検討会で参考情報に対して頂いたご意見と対応方針①

- 第2回検討会で参考情報に対して頂いたご意見と対応方針は下表のとおり。
  - これらを踏まえて追記・修正した参考資料の素案は**参考資料1～5**参照。

## 第2回検討会で参考情報に対して頂いたご意見と対応方針

	第2回検討会で頂いたご意見（要旨を抜粋）	対応方針
中小事業者 向け	<ul style="list-style-type: none"> <li>●（第1回検討会で指摘した）クレジットについては、参考情報において活用における留意事項に触れるようにしていただきたい。国連からも、クレジットについては「バリューチェーンを超えた緩和」として使用するというルールが出されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「2.取組の進め方・ポイント」において、クレジット活用に係る留意事項について、その他の対策検討・実施における留意事項（ロックインの考慮、他のSDGs目標を毀損していないかの確認等）とともに記載。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 既存設備の更新・運用改善だけでなく、新設事業所のZEB化等の対策も対象とすべき。</li> <li>● また、テナントビルに入居している場合は、実施できる対策が限定されてしまうため、ZEBへの転居等も位置づけられないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ZEB化に資する個別対策については、主に業務施設を想定している地方公共団体版にて紹介。</li> <li>● また、総合的なZEB化の取組に関しては、環境省の別業務にて別途ガイドラインを作成中（今年度末に公開予定）であるため、地方公共団体版の中で同ガイドラインを紹介。</li> <li>● 加えて、「5. 関連制度・参考情報」の中で、環境省が打ち出した「リーディングテナント行動方針」（テナント事業者が、入居先としてZEB等を積極的に選定すること等を掲げた方針）について紹介。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● サプライチェーンの大企業から要請を受ける中小事業者を優先ターゲットとして想定することは適切。大企業側からの要請内容とも連携・整合する形となると良い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● サプライチェーン全体での脱炭素化に係る動向については紹介済。次年度以降含めて引き続き、関連動向や大企業側の具体的な要請等に関して情報収集し、参考情報に反映させていくことを想定。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「2. 取組の進め方・ポイント」のうち、「Step 1：事業に影響を与える気候変動関連のリスク・機会の把握」について、主だったリスク等については整理されているものの、事業者がもっと当事者意識を高められるよう、もう少し踏み込んで記載できないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上記のとおり、次年度以降含めて引き続き、情報収集を進める中で、自社の事業環境にも大きく影響するものであることが伝わるよう、記載内容をブラッシュアップしていくことを想定。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 必ずしも気候変動等を入り口とする必要はなく、昨今のエネルギー価格高騰等を受けて関心が高まっているエネルギーコスト低減効果等を訴求する形も考えられるのではないか。</li> <li>● 「4. 対策事例」の部分で、当該対策を自事業所で実施した場合におけるエネルギーコスト削減メリットを簡易に計算できるようにするとともに、活用可能な補助制度の情報等もあわせて提供されるような形になれば、導入を検討して貰える可能性が高まるのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「4. 対策事例」において、エネルギーコスト削減メリット等の試算結果のみを掲載するのではなく、その前提となる条件・計算方法を掲載することで自事業所に適用した場合の効果を試算できるようには配慮。</li> <li>● 更なる情報・ツールの充実化については、次年度以降引き続き検討。</li> </ul>

## 第2回検討会で参考情報に対して頂いたご意見と対応方針②

- 第2回検討会で参考情報に対して頂いたご意見と対応方針は下表のとおり。
  - これらを踏まえて追記・修正した参考資料の素案は**参考資料1～5**参照。

### 第2回検討会で参考情報に対して頂いたご意見と対応方針（つづき）

	第2回検討会で頂いたご意見（要旨を抜粋）	対応方針
中小事業者向け	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 金融機関向けの参考情報における取組事例と同様に、取組の流れ・検討体制等も含めて事例を整理できると事業者にとってより参考になるのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 既存のガイドブック（「中小規模事業者のための脱炭素経営ハンドブック」等）において、中小事業者における取組の流れ等は既に解説されており、そちらについては「5. 関連制度・参考情報」の中でも紹介済。</li> </ul>
BtoC事業者向け		<ul style="list-style-type: none"> <li>● BtoC事業者版の「4.取組事例」における「取組の全体像・基本方針」の中で、方針策定に至るまでの流れ・検討体制については紹介。</li> <li>● また、各事例から得られた、取組の流れ・検討体制に係るポイントを一般化した内容について、「取組の進め方・ポイント①」として解説。</li> </ul>
金融機関向け	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域金融機関の場合、グリーン・ファイナンスを実施したくとも、そもそもファイナンス先を見つけるハードルが高いという話を聞くが、何か対応策等はあるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ヒアリングでも同様の課題認識について意見が寄せられた中、金融機関側から顧客企業に対する積極的なエンゲージメント活動等を通じて、まずは取組の初期ステップ（排出量算定等）からの支援に取り組まれている等の工夫をされている事例もあり、「3. 取組事例」の中でも紹介。</li> </ul>
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>● DXによる効率化等、事業者の取組のきっかけとなりうる様々な観点をもっと盛り込んだほうが良いのではないか。</li> <li>● SBTについて、2050年までにの長期目標があり、その前段階としての短期目標があるということが伝わるようにすべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今年度、まずは中小事業者版の参考情報の中で、DXにより業務効率化+GHG排出削減の双方につながった対策事例を紹介予定。</li> <li>● 次年度以降も含めて、引き続き同様の事例や実際に取り組んだ事業者等の声等の情報を収集しつつ、参考情報における記載内容の充実化を図る想定。</li> <li>● BtoC事業者版のp.30、金融機関版のp.23におけるSBTに係る記載内容を修正。</li> </ul>

## 3. ファクトリストの更新状況

---

# ファクトリストに係る今年度の検討概要

- 昨年度とりまとめたファクトリストでは検討が十分でない分野のうち、最近の施策動向を踏まえて、**今後、脱炭素化等に向けて技術開発・実装等の取組が加速化する重要分野として、「GX・DX」分野、「食」分野**を対象に情報収集を実施し、その結果を踏まえて、下表のとおり更新案を作成。

## 情報収集を実施した文献・資料等とその確認結果を踏まえたファクトリストの更新内容

	調査文献・資料・実証情報	左記の確認結果とそれを踏まえたファクトリストの更新方針
D X ・ G X	注目分野に関する動向調査2021 (JEITA)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「EV・自動運転」、「エネルギーマネジメント」の対策については、既存ファクトリストの「事業活動/業種横断」の対策や、「事業活動/業種固有」のうち「運輸部門」の対策として位置づけ済み。</li> <li>● 「ITリモート」のうち、<b>グリーンデータセンタ・クラウドへの移行について「事業活動/業種横断」へ追加。</b></li> <li>● 「スマート農林業」「社会インフラモニタリング」については、既存ファクトリストの「事業活動/業種横断」における「業務・事業の効率改善に向けたデジタル化、DX化」の一部として整理。</li> </ul>
	令和4年版 情報通信白書(総務省)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 通信事業者の対策（携帯電話基地局の仮想化等）が掲載されているが、通信事業者については、現状の「事業活動/業種固有」リストの対象外であるため、反映は見送り。</li> <li>● ただし、現状「業種固有対策」の対象外の業種でも、追加すべき業種がないかは、次年度以降も含めて引き続き検討。</li> </ul>
	情報処理推進機構ウェブサイト	<ul style="list-style-type: none"> <li>● デジタル技術を活用した業務の省力化・効率化（GX by DX）の事例が多数掲載されているが、適用分野が多岐に渡り、網羅的に全てを追加することは難しいため、既存ファクトリストの「事業活動/業種横断」における「業務・事業の効率改善に向けたデジタル化、DX化」の一部として整理。</li> <li>● <b>上記以外の以下の対策（GX of DX）について、ファクトリストの「事業活動/業種横断」へ追加。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ストレージの統合管理：「事業活動/業種横断」の対策として追加</li> <li>✓ サーバーの一元管理：「事業活動/業種横断」の改善対策として追加</li> <li>✓ グリーンデータセンタ・クラウドへの移行：「事業活動/業種横断」の対策として追加</li> </ul> </li> </ul>
	日立製作所 Webサイト、NEC Webサイト NTTデータ Webサイト	
食	フードサプライチェーンにおける脱炭素化の実践とその可視化の在り方検討会（農林水産省）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>食材・食品の生産時にかかる環境負荷の見える化に向けた動きが活発化していることから、以下について、「日常生活」のファクトリストのうち「具体的措置」の「食」カテゴリへ追加。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 「農畜産物の生産時にかかる環境負荷の見える化により、環境負荷が少ない方法で生産された食材の選択を促す」</li> </ul> </li> </ul>
	肉用牛生産におけるGHG削減可視化システムの構築事業（日本中央競馬会畜産振興事業）	
	「畜産分野における気候変動緩和技術の開発」研究成果（農研機構）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今後、食材・食品の環境負荷を表示する方法論が確立・標準化された段階で「一般的措置」の消費者に開示すべき情報リストへの反映も検討する。</li> </ul>
	3EID（産業連関表による環境負荷原単位データブック）（国立環境研究所）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 今後畜肉に加えて新たなタンパク源となりうる食品について、現状研究機関が公表するデータベースには、明確な環境負荷（カーボンフットプリント）に関する情報が掲載されていないものの、引き続き研究開発動向と環境負荷低減効果について調査を行う。</li> </ul>
	LCIデータベース IDEAver3（産業技術総合研究所）	

# 一般からの情報提供依頼（Call for Evidence）の実施概要

- ファクトリストの更新案の公表にあわせて、その網羅性・妥当性の確認や更なる情報収集等を目的として、昨年度と同様に一般（国民、専門家、事業者、NGO等）からの情報提供依頼（Call for Evidence）を、約1か月間（2022年12月20日～2023年1月24日）にわたって実施。
- 情報提供の対象・内容については下表のとおり。なお、情報提供いただく際には、可能な限り、論拠となる資料を添付いただく形式とした。

## 一般からの情報提供依頼の対象・内容

情報提供の対象		情報提供の内容	
1.事業活動	1.1 基本姿勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各ステップに掲載されている具体的な取組内容や参考となる情報源について、追加・見直しすべきものはあるか</li> </ul>	
	1.2 個別対策	(1)対策リスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 掲載されている対策リストについて、追加・見直し・削除すべき対策はあるか</li> <li>● 掲載されている対策のうち、効率水準のない対策について、参照できる水準はあるか</li> <li>● 掲載されている対策のうち、コスト水準のない対策について、参照できる水準はあるか</li> </ul>
		(2)水準リスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 効率水準について、掲載されている水準以上のものが市場にあるか</li> <li>● コスト水準について、掲載されている水準が市場における水準と乖離していないか</li> </ul>
2.日常生活	2.1 一般的措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 掲載されている一般的措置について、追加・見直しすべきものはあるか</li> <li>● 消費者に開示すべき情報リストについて、追加・見直し・削除すべきものはあるか</li> </ul>	
	2.2 具体的措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各カテゴリに掲載されている対策リストについて、追加・見直し・削除すべき対策はあるか</li> </ul>	
その他全般		<ul style="list-style-type: none"> <li>● その他、全般に対して気になる点等はあるか</li> </ul>	

# 一般からの情報提供依頼（Call for Evidence）の結果概要

- Call for Evidenceにおいて、新たな情報自体の提供はなかった。
- 一方、Call for Evidence実施期間中、事業者より、ファクトリスト及びCall for Evidenceの在り方に関して質問が寄せられた。質問とそれに対する回答及びそれらを踏まえた今後の課題・論点は下表のとおり。
  - 事業者による取組促進に向けて「参考情報」における対策情報を充実化するためにも、次年度以降、Call for Evidenceで性能・コストに係る定量情報等がより積極的に提供されるように工夫が必要。

## Call for Evidence期間中に寄せられたご質問とそれに対する回答、今後の課題・論点

	ご質問内容	現状の回答内容	今後の課題・論点
ファクトリストの位置づけについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ファクトリストに掲載された対策（設備、機器等）に関しては、今後、その社会実装に向けた取組の支援についても検討されていく方針という理解で良いか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ご理解のとおり、ファクトリストに掲載された対策については実施を促進していく方針（地球温暖化対策計画等でも“事業者による指針に沿った取組を後押しすべく、各種支援策や情報提供の実施等をしていく”旨を明記）であり、その具体的な方策について次年度以降検討していく予定である旨を回答。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 次年度、指針・ファクトリストに沿った取組を後押しするための具体方策に係る検討を進めるとともに、積極的な情報提供を促す観点から、次年度のCall for Evidenceの実施の際には、その検討内容に関する説明を含めて、ファクトリストの目的・位置づけ等がより分かりやすく伝わるよう工夫すべきと考えらえる。</li> </ul>
Call for Evidenceで提供すべき情報について	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 蓄電池等のように、それ単体ではエネルギー消費量の削減、GHGの削減につながらない対策の場合、性能水準としてどのような情報を提供すればよいのか。充放電性能・寿命等となるか。</li> <li>● 上記同様、エネルギー管理システムについてはどのような情報を提供すればよいのか。例えば、エネマネ事業者名、システム名等か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 個別の事業者名・サービス名ではなく、性能・コスト等に係る定量的な情報を提供いただきたいが、幅広く情報提供をいただく観点から、具体的な指標等までは指定していない。</li> <li>● 一方、ご意見の通り、性能指標として何を用いるべきか判断が難しい対策もあり、そうした対策については提供頂いた情報等を基に、検討会での議論や専門家のヒアリング等を通じて掲載可否を検討、判断させていただく可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ご意見いただいた性能指標等含め、具体的に提供いただきたい情報の内容を指定していないままでは、積極的な情報提供を促すことは難しいと考えられる。</li> <li>● このため、特に実施を後押しすべきとして情報提供をいただきたい対策（削減効果が大きい対策、実施率が低い対策等）を明確化するとともに、それらの対策については予め性能指標の在り方について検討・明示した上でCall for Evidenceを実施すべきではないか。</li> </ul>

# 第2回検討会でファクトリストに対して頂いたご意見と対応方針

- 第2回検討会でファクトリストに対して頂いたご意見と対応方針は下表のとおり。
  - これらを踏まえて追記・修正した参考資料の素案は参考資料6～7参照。

## 第2回検討会でファクトリストに対して頂いたご意見と対応方針

	第2回検討会で頂いたご意見（要旨を抜粋）	対応方針
昨年度末時点の内容について	● 「日常生活」のファクトリストの「③節電時の省エネ」に、エネルギー事業者による節電・デマンドレスポンス等を促すメニュー・サービスの提供等も位置づけられないか。	● 「日常生活」のファクトリストの「③節電時の省エネ」における、対象事業者：エネルギー事業者の対策として“節電・デマンドレスポンス、省エネ等エネルギーの効率的な利用を促すメニュー・サービスを提供する”を追加。
	● 「日常生活」のファクトリストの「⑩ゼロカーボン・ドライブ等CO2排出の少ない自動車の利用」に、エネルギー事業者によるバイオ燃料の製造・販売、EV向けの電力メニューの提供等、間接的に後押しする取組についても位置づけられないか。	● エネルギー事業者によるバイオ燃料の製造・販売や、電化（HP給湯機・EV等の導入）等を促す電力メニューの提供については、自動車に限定されるものでなく、日常生活におけるエネルギー消費行動全般の脱炭素化を促進するための対策内容であることから、「日常生活」のファクトリストの「①再エネ電気への切替等、エネルギーの脱炭素化に向けた選択」における、対象事業者：エネルギー事業者の対策について、“再エネ等を活用したより排出原単位の低い電力や脱炭素の電力のメニュー、バイオ燃料等を活用したより排出原単位の低い燃料を提供する”と追記する形で反映（下線部が追記部分）。
今年度の更新内容（食分野、GX・DX分野）について	● 食分野について、新たなタンパク源に係るLCAデータ等は整備途上にあるため、今年度の対応方針に異論はないが、引き続き、情報収集・検討を進めていただきたい。	● 次年度以降も含めて引き続き、情報収集・検討を実施。
	● GHGプロトコルより、土地利用に係るGHGの算定方法に関する新たなガイダンス案が出ており、今後、土地利用に係るGHGの算定・削減が求められる。土地利用に関わる企業だけでなく、バリューチェーン全体に影響するため、土地利用関連の情報収集・検討を進めていただきたい。	● 正式なガイダンス案公開後、その内容も踏まえつつ、ファクトリスト・参考情報の反映方法について検討を実施。
	● GX・DX分野として対象としている範囲が狭いように感じる。DXによる業務効率化・働き方の変革等により、結果的にGHG削減につながる対策等も対象としてはどうか。	● DXによる業務の効率化等の結果としてGHG削減につながる対策についても情報収集自体はしていたものの、適用分野が多岐に渡り、網羅的に全てを追加することが難しいことから、「事業活動」のファクトリストにおける業種横断対策のうち、「業務・事業の効率改善に向けたデジタル化、DX化」の一部として整理。 ● 一方、上記に該当する具体的な対策事例について、中小事業者版の参考情報にて紹介（次年度以降も、対策事例の情報を拡充していくことを想定）。

## 4. 次年度の検討方針について

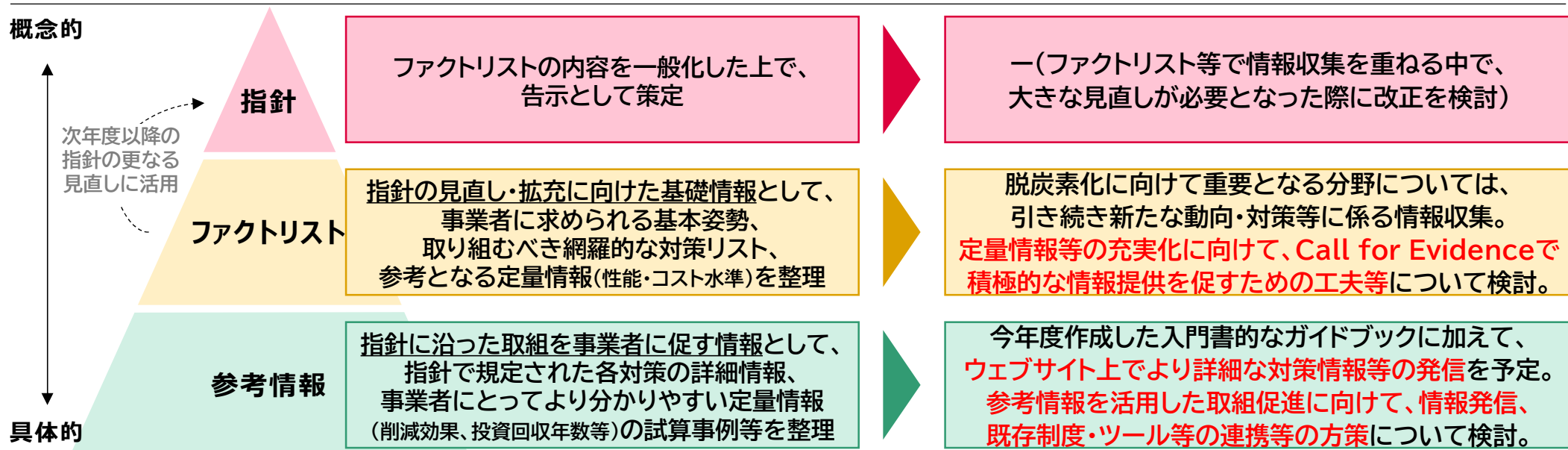
---



# 次年度の検討方針について

- 「参考情報」については、今年度作成したガイドブックはあくまで入門書的な位置づけであることから、より網羅的・詳細な対策情報について指針専用ウェブサイト上で発信していく予定。加えて、第2回検討会でもご意見いただいたとおり、これらの情報について事業者に認知・活用して貰うための方策について検討予定。
  - ①【情報発信】指針の内容を事業者に分かりやすい形で発信（ウェブサイトの改善、補助事業データ等を用いたコスト情報の充実化、自事業所における削減効果等を試算可能な情報・ツールの充実化等）
  - ②【連携推進】既存制度・ツール（環境省の他制度・他サイトのコンテンツ等）との連携や関係省庁・部局・団体との連携により、指針が幅広い事業者参照されるように周知
  - ③【経済支援】環境省の補助事業等について、指針に沿った取組が促進されるような事業を検討
- 「ファクトリスト」については、事業者にとって参考となる定量情報等の充実化を図る観点から、Call for Evidenceでより積極的な情報提供を促すための工夫の在り方について検討。
  - ファクトリストの目的・位置づけ等（上記方策との関係性含む）に関する分かりやすい説明の提示
  - 情報提供をいただきたい対策（削減効果大きい、実施率がまだ低い等、特に導入を後押しすべき対策）の明示
  - 上記対策に関して情報提供をいただきたい性能指標・コスト指標の明示

## 次年度の実施概要



# 【参考】指針専用ウェブサイトの改善について

- 現行の指針専用ウェブサイトでは、現温対法で定められた指針における削減対策の内容を、業種別に一覧化して掲載しているが、設備・場面等に応じた対策メニューの検索機能がなく、ユーザーが目的の対策を探しづらいという課題があった。
- 今年度は指針の改定に合わせ、ウェブサイトも全面リニューアルすることとし、上記の課題を踏まえて削減対策の絞り込み検索機能（設備別・業種別・BtoC事業者向け）を設ける他、更新情報が掲載できるニュースページ、指針の基本的な説明や活用方法の解説などのコンテンツを拡充し、公開に向けた準備を進めている。

現行の指針専用ウェブサイト



リニューアルイメージ



## 5. ご議論いただきたい事項について

---

# ご議論いただきたい事項について

---

## 1. 参考情報:「温室効果ガス排出削減等指針に沿った対策のすすめ

### －脱炭素化の取組実践ガイドブック（入門編）－」の作成状況について

- 第2回検討委員会でいただいたご意見を踏まえて修正・追記した「脱炭素化に向けた取組実践ガイドブック（入門編）」に対してご意見はあるか。
  - ✓ 中小事業者版
  - ✓ 地方公共団体版
  - ✓ ばい煙発生施設版
  - ✓ BtoC事業者版
  - ✓ 金融機関版

## 2. ファクトリストの更新状況について

- 第2回検討委員会でいただいたご意見を踏まえたファクトリストの更新案についてご意見はあるか。

## 3. 次年度の検討方針について

- 第2回検討委員会でいただいたご意見、Call for Evidence期間中にお寄せいただいた事業者のご意見を踏まえた、次年度の検討方針についてご意見はあるか。